

北海道告示第 10405 号

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号）第 8 条第 1 項の規定により市町村から徴収した意見の概要は、次のとおりである。

令和 5 年 3 月 17 日

北海道知事 鈴木 直道

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

C A A 北広島（仮称）

北広島市美沢 5 丁目 1 - 1

2 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

株式会社ひまわりホールディングス 代表取締役 合田 高丸

札幌市中央区南 2 条西 10 丁目 1000 番地 2

3 市町村から聴取した意見の概要

駐車需要の充足等周辺住民の利便及び業務の利便の確保に係る事項において、今後、周辺地域の交通環境への変化が予想されているため、周辺交差点への負荷が減るよう来客者に適切な誘導を行い、周辺住民への交通環境維持や歩行者等の安全確保に配慮願いたい。

4 意見の縦覧

(1) 縦覧場所

北海道経済部地域経済局中小企業課及び北海道石狩振興局産業振興部商工労働観光課

(2) 縦覧期間

令和 5 年 3 月 17 日（金）から令和 5 年 4 月 17 日（月）まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日を除く。）

(3) 縦覧時間

午前 8 時 45 分から午後 5 時 15 分まで